

2020.6

夏

広島県 医療勤務環境改善支援センター

News Letter

Q. 子育てや介護のために辞めていく人が多くなり、困っています。 どうしたら良いですか？

家庭での子育てや介護と仕事との折り合いがつかなくなり離職するケースです。

今年は新型コロナウイルスの感染拡大により、子供が自宅学習になったり、親の介護サービスが使えなくなったりして、このような状況に拍車がかかっています。



勤務環境改善策としては、安心して子供を預けることができる院内保育所の整備や強化、休暇制度の充実やスタッフへの周知、また、日々変化する子育てや介護の需要と仕事との調整ができるよう多様な勤務体制やその体制を活用できる風土を整えていくことが重要と考えられます。

継続的に医療を提供していくため、感染対策に加えて、家庭で子育てや介護も担う医療スタッフへの支援も強化が求められています。

出産、子育て支援

- ・院内保育所の充実（病児保育、24時間保育）、補助制度
- ・妊婦の駐車場優先使用

産前産後休暇、育児休暇、介護休暇の充実

- ・制度説明会の実施
- ・スムーズな復帰支援

多様な勤務体制

- ・短時間勤務制度
- ・夜勤免除、育児時間
- ・始業・終業時間の選択制度



図 勤務環境改善策『子育て・介護支援、多様な勤務体制』

いきサポ <https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/>より抜粋、編集

最近の動き

令和2年度診療報酬改定～重点課題は「働き方改革の推進」～

令和2年度診療報酬改定では「働き方改革の推進」が、重点課題として一番目に掲げられました。

そのなかでも、新設の「地域医療体制確保加算（入院初日520点）」は「働き方改革の推進」の目玉の一つといえます。地域の救急医療を中心となって担う施設を対象に働き方改革を推進していくため、当加算の施設基準では年間の救急搬送件数2,000件以上に加えて、病院勤務医の負担軽減、処遇改善に資する体制整備が要件となっています。体制整備の具体的な項目としては、責任者を配置すること、夜勤を含めた医師の勤務状況を把握すること、計画を作り委員会等で評価することなどが求められています（右図）。

今後、診療報酬上の評価を満たすためだけでなく、医療を継続的に提供していくために「勤務環境改善」はますます重要になっていくと考えられます。

（新）地域医療体制確保加算 520点（入院初日に限る）

施設基準

【救急医療に係る実績】

- 救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、**年間で2,000件以上**であること。

【病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制】

- 病院勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための**責任者の配置**
- 病院勤務医の勤務時間及び当直を含めた夜間の**勤務状況の把握**
- 多職種からなる役割分担推進のための**委員会又は会議の設置**
- 「病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」**の作成、定期的な評価及び見直し
- 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開（当該保険医療機関内に掲示する等）

厚生労働省 ホームページより抜粋・編集

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000196352_00001.html

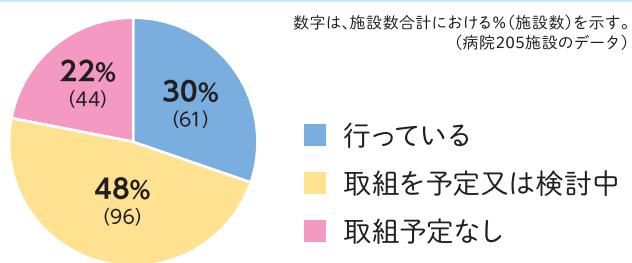
Data

「令和元年度 医療勤務環境に関する調査」より

広島県医療勤務環境改善支援センター（以下、センター）では、「医療勤務環境に関する調査（令和元年6月～令和2年3月）」を実施しました。

下図は「医師の労働時間を踏まえて、労働時間短縮に向けた取組を行っていますか？」という問い合わせについての結果です。調査時点では、取組を行っている施設は30%にすぎず、まだ少数派であることがわかります。

Q. 医師の労働時間を踏まえて、労働時間短縮に向けた取組を行っていますか。



医療勤務環境に関する調査（病院205施設、有床診療所41施設）
広島県医療勤務環境改善支援センター、令和元年6月～令和2年3月調査より

取組内容としては、勤務時間などの現状把握が最も多く、以下タスクシフティングなどが続いていました。

まずは現状を把握し、いかに「勤務環境改善」につなげていくかが重要になっていくと考えられます。センターでは、調査結果も踏まえて医療機関の「勤務環境改善」を支援しています。

お問い合わせ

広島県 医療勤務環境改善支援センター 広島県健康福祉局医務課内
TEL:082-513-3056 受付時間:(平日)10時～12時、13時～16時
(土日祝日、年末年始を除く)